

# 令和6年度社会教育主事講習の実施概要



・社会教育法第9条の5に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施  
 ・多くの機関が、オンラインによる方法を取り入れて講習を実施。一部機関ではフルオンライン受講が可能  
 ・多くの機関が夏季休業期間を中心に開講しているが、土日・夜間を活用し、通年で開講している機関も一部ある

## ①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

	実施機関数	実施方法	実施機関名
国の委託費による講習	12機関	フルオンライン(2機関)	北海道立生涯学習推進センター、社会教育実践研究センター(オンラインコース)
	定員合計 1,448名	オンライン・対面の併用(10機関)	岩手大学、東北大学、宇都宮大学、福井大学、岐阜大学、奈良教育大学、島根大学、愛媛大学、熊本大学、社会教育実践研究センター(通常コース)
		対面のみ(1機関)	九州大学

## ②国の委託費によらない講習

実施機関の判断により、1から4科目の開講を可能とした上で、複数年(最大5年間)での開講や受講料の徴収が可能

	実施機関数	実施方法	実施機関名 *全:4科目、支:生涯学習支援論、経:社会教育経営論
国の委託費によらない講習	10機関	フルオンライン(3機関)	大東文化大学(支・経)、社会構想大学院大学※(全)、新潟青陵大学短期大学部※(全)
	定員合計 555名	オンライン・対面の併用(5機関)	北海学園大学(支・経)、奈良教育大学(支・経)、愛媛大学(支・経)、九州大学(支・経)、放送大学(支・経)
		対面のみ(2機関)	宇都宮大学(支・経)、福井大学(支・経)

※社会構想大学院大学、新潟青陵大学短期大学部は、オンライン・オンデマンド・対面から選択可能

<参考> 社会教育主事養成課程設置大学・・・113校(令和6年4月1日現在)  
 (内訳) ・国立大学 31校 ・公立大学 6校 ・私立大学 74校 ・短期大学(部) 2校

# 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

## 改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 改正の概要

### 1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位	科目	単位
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
社会教育計画	2	生涯学習支援論	2
社会教育特講	3	社会教育経営論	2
社会教育演習	2	社会教育演習	2

<計8単位>

### 2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位	科目	単位
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4
社会教育計画	4	生涯学習支援論	4
社会教育特講	12	社会教育経営論	4
社会教育演習	4	社会教育特講	8
社会教育実習	(選択)	社会教育実習	1
社会教育課題研究	(必修)	社会教育演習	3
		社会教育実習	(選択)
		社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

### 3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 施行期日等

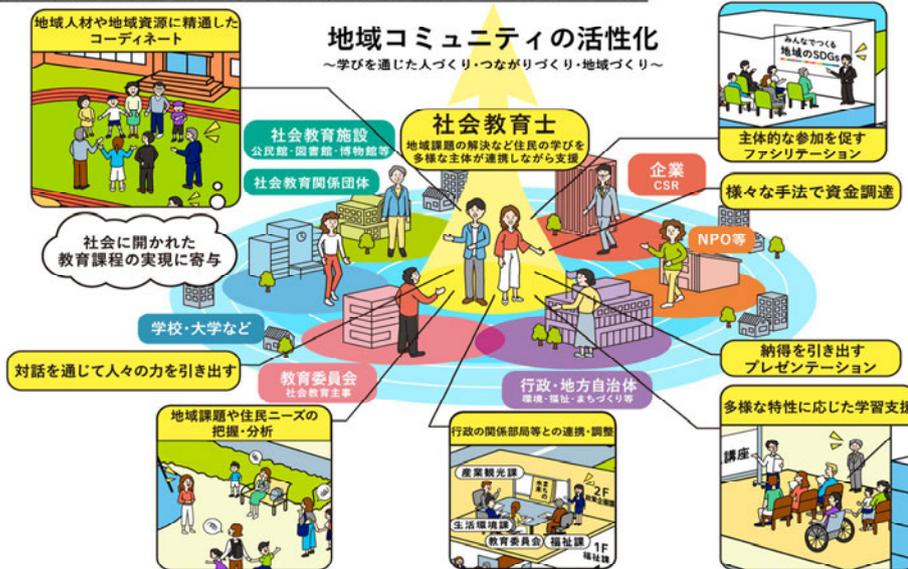
- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

# 社会教育士に期待される役割（イメージ図）



「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



4

## 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

### 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

### 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



### 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- 第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。  
 第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

### これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

5

## 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

### \*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に、学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

### ◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総合的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

### ◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開：リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

### ◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これら方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

## 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

### 【主な審議事項】

#### ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

#### ②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

#### ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

6

## 強み・専門性特例（社会教育×教職課程）

### ○通常の教職課程のイメージ（教員養成系以外）

学科等の専門的な学修

教職課程（中学校一種免許）



所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多く、さらに、他の活動（留学・教職以外の資格取得等）が加わった場合に、両立が困難

### ●社会教育主事・社会教育士養成との両立

学科等の専門的な学修

（例：地域学科、地域〇〇学科等）

教職課程（小学校二種免許）

教職課程（中学校社会二種免許）等



※中学校二種の場合は35単位

例：地域連携に強い小学校教員の養成

社会教育

×

教職課程

例：地域連携に強い中学校社会の教員の養成

7

77. 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

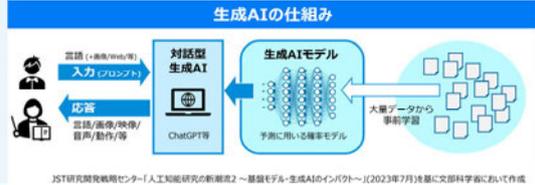
初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

教職員や教育委員会等の学校教育関係者を主たる読み手として、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、生成AIの概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえておくべきポイントをまとめたもの。



1. 生成AIについて

- 生成AIは急速に普及し、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになっている。
- 学校現場においても、汎用的なサービスが利用可能だけでなく、標準仕様のブラウザや学習支援ソフトウェア等にも組み込まれ、利活用の幅が広がっている。
- 誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。一方で、これらのリスクを軽減する技術等も進展している。



2. 基本的な考え方

① 学校現場における人間中心の利活用	② 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化
<p><b>人間中心の原則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生成AIを人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものと捉えるべきである。その上で、出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。</li> </ul>	<p><b>学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。</li> <li>● 各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。</li> </ul>
<p><b>児童生徒の学びと生成AI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用すべきであり、生成AIを利活用することが目的であってはならない。</li> </ul>	<p><b>情報活用能力の育成強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。</li> <li>● 生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。</li> </ul>
<p><b>教師の役割と生成AI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。</li> <li>● 生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。</li> </ul>	

初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

3. 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場で利活用する場面	具体的な利活用例	利活用の際のポイント
<p><b>教職員の校務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 校務の効率化や質の向上等、働き方改革につなげていくことが期待される</li> <li>● 新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要</li> <li>● 内容の適切性を判断できる範囲内で積極的に利活用することは有用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の指導にかかわる業務への支援（授業準備、部活動、生徒指導等） ex. 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する</li> <li>● 学校の運営にかかわる業務への支援（教務管理、学校からの情報発信、校内研修等） ex. 各種お便り・通知文・案内文のたたき台を作成する</li> <li>● 外部対応への支援 ex. 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AIサービスの<b>最新の利用規約を確認・遵守</b>する</li> <li>● <b>原則、重要性の高い成績情報等を入力しない</b></li> <li>● <b>個人情報保護法等を遵守すること、著作権侵害につながるような使い方をしないこと</b></li> <li>● バイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力された内容を採用するかどうかは<b>必ず教職員が判断</b>する</li> <li>● 管理職は<b>適切な利活用がなされているかを確認</b>する</li> </ul>
<p><b>児童生徒の学習活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべき</li> <li>● その際、学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味することが必要</li> <li>● 「生成AI自体を学ぶ場面」、「使い方を学ぶ場面」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたり往還したりしながら、生成AIの仕組みへの理解や学びに生かす力を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報モラル教育の一環として、生成AIが生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く</li> <li>● グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する</li> <li>● 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする</li> <li>● プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢制限等の<b>最新の利用規約を確認・遵守し、教師の適切な指導監督の下で利活用</b>させることが必要</li> <li>● <b>教育情報セキュリティポリシーや教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守</b>することが必要</li> <li>● 氏名や写真等の<b>個人情報を入力させないこと、著作権侵害につながるような使い方をさせないこと</b></li> <li>● <b>出力に偏りがないか</b>など、教育目的に照らして適切かを教師が<b>随時判断</b>することが必要</li> <li>● 保護者に対し、<b>利用目的や権限等の情報提供</b>が重要</li> </ul>
<p><b>教育委員会等が押さえておくべきポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会が主導して制度設計や利活用の方向性を示すことが重要</li> <li>● 各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じることが必要であり、一律に禁止・義務付けるなどの硬直的な運用は望ましくない</li> <li>● 先行事例や教材・ノウハウの周知・共有、効果的な活用を促進する研修の実施により、生成AIの適切な利活用を推進する環境を整備することが必要</li> </ul>	<p><b>適切な利活用のために考慮すべきポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校が適切に生成AIの利活用を行えるよう<b>各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じ</b>ることが必要</li> <li>● 教育現場の実態に即した<b>教育情報セキュリティポリシー</b>を教育委員会が策定、必要に応じて見直すことが重要</li> <li>● <b>個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置</b>が取られているか確認すること。著作権の侵害リスクを低減するため、<b>適切な予防措置</b>を講じているモデルやサービスを選択することも考えられる</li> <li>● バイアス等のリスクや懸念を踏まえた教職員による最終的な判断が不可欠であることなど、<b>適切な情報提供や研修等のサポート</b>を行うことができるよう、体制の整備や知見の収集に努めることが重要</li> <li>● 生成AIサービスを導入する際は、保護者の<b>経済的な負担等に十分に配慮</b>しつつ、適切な利活用を実現するための研修を実施するなど、<b>丁寧な情報提供</b>を行うことが必要</li> </ul>	

# 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

## 参考資料編

### 利活用する際のチェック項目

#### 教職員の校務

- 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか

- プロンプトに重要性の高い成績情報等の情報を入力していないか  
※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く（ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。）
- プロンプトに個人情報を入力していないか  
※教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成AIの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

#### 児童生徒の学習活動

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか

- 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか。
- 学習課題に生成AIの回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成AIツールを選択しているか
- 児童生徒が学校外で生成AIを利活用する可能性も踏まえ、生成AIの不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

#### 生成AIパイロット校における先行取組事例



「教職員による校務での利活用例」や「学習場面において利活用が考えられる例」に即した生成AIパイロット校の先行取組事例を掲載している。



#### 学校現場で活用可能な研修教材等



文部科学省等が実施してきた研修（アーカイブ公開含む）や活用可能なコンテンツ等の例を掲載している。



## 78. 参考情報

### 1. 教職課程に直接関係するもの

- (1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)(平成27年12月21日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- (2) 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書一(平成29年8月29日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm)
- (3) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(令和4年7月27日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html)

### 2. 学習指導内容に関するもの

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知) [https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_1.pdf)
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)
- (3) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知) [https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_1\\_2\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_2_1_1.pdf)
- (4) 学習指導要領「生きる力」平成29・30・31年改訂 学習指導要領(本文、解説) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)
- (5) 学習指導要領「生きる力」平成29・30・31年改訂 学習指導要領 関連資料(答申・通知等) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384662.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm)
- (6) 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について(平成30年9月26日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm)
- (7) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(小学校編・中学校編・高等学校編) <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>
- (8) StuDX Style(スタディーエックス スタイル) <https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- (9) 子どもの学び応援サイト～学習支援ポータルサイト～ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

### 3. 学校教育での取組に関するもの

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm)
- (2) 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(令和6年8月27日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_00003.html)
- (3) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(平成31年1月25日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm)
- (4) 第4次食育推進基本計画(令和3年3月31日) <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- (5) 持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)(日本ユネスコ国内委員会ホームページ) <https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- (6) 持続可能な開発のための教育(ESD) 推進の手引(平成28年3月、令和3年5月改訂) [https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_koktou01-100014715\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf)
- (7) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(平成6年5月14日) <https://www.env.go.jp/content/000222703.pdf>
- (8) 消費者教育の推進に関する基本的な方針(令和5年3月28日) [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/)
- (9) 今後の青少年の体験活動の推進について(答申)(平成25年1月21日) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm)
- (10) 第3次学校安全の推進に関する計画 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1419593\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)
- (11) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 [https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03\\_h31.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf)

- (12) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成24年7月25日） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017_01.pdf)
- (13) パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 [https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki\\_pamphlet2020.pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf)
- (14) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html)
- (15) 学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- (16) 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/14167461.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/14167461.htm)
- (17) 教員研修について [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kenshu/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/index.htm)
- (18) 校長・教職員 学習情報ポータル [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/suishin/detail/index\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/suishin/detail/index_00001.html)
- (19) Plant 全国教員研修プラットフォーム（（独）教職員支援機構HP内） <https://www.nits.go.jp/service/plant/>
- (20) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext\\_00644.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html)

#### 4. 幼児児童生徒への対応に関するもの

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成29年3月） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
- (2) 児童虐待への対応に関する施策（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)
- (3) いじめの問題に対する施策（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)
- (4) 不登校児童生徒への支援に関する施策（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm)
- (5) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- (6) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)
- (7) （独）教職員支援機構校内研修シリーズN087 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- (8) ヤングケアラーへの支援に関する施策について（文部科学省ホームページ） [https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt\\_jidou02-000015177\\_b.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf)
- (9) 生徒指導提要（改訂版） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)
- (10) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和4年3月） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/128/report\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm)
- (11) ハンセン病に関する教育の更なる推進について（令和4年7月） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245\\_004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_004.htm)
- (12) こどもの貧困対策（こども家庭庁） <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/>
- (13) 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（令和2年3月） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext\\_00255.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html)
- (14) 高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）（令和3年9月） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext_00001.html)
- (15) 外国人児童生徒受入れの手引き [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)
- (16) 外国人児童生徒教育研修マニュアル [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm)
- (17) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- (18) 学校教育におけるJSLカリキュラム（小学校編、中学校編） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm)
- (19) 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)

- (20) 高等学校における外国人生徒等の受入の手引（東京学芸大学ホームページ）  
[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_tebiki.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf)
- (21) 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（東京学芸大学ホームページ）  
[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_guideline.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf)
- (22) かすたねっと  
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト”
- (23) 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて  
<https://casta-net.mext.go.jp/>
- (24) 文部科学省×学校安全  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- (25) 教職員のための学校安全 e-ラーニング  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- (26) 性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- (27) 生命（いのち）の安全教育（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)
- (28) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
- (29) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00031.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html)
- (30) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」と患者講義について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html)

## 5. その他関連する施策、計画や指針など

- (1) 初等教育資料  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/shotou/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/shotou/index.htm)
- (2) 中等教育資料  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/chutou\\_index/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/chutou_index/index.htm)
- (3) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm)
- (4) スポーツ庁・障害者スポーツ施策に係るページ  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm)
- (5) ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kkaigi/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkaigi/index.html)
- (6) 学校における教育活動と著作権（令和5年度改訂版）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/pdf/93874501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/pdf/93874501_01.pdf)
- (7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページ  
<https://sartras.or.jp/>
- (8) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会）  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/kyouka\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/kyouka_02.pdf)
- (9) 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)
- (10) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf)
- (11) サイバーセキュリティ 2024（令和6年7月10日）  
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2024.pdf>
- (12) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）  
[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon\\_keikaku.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html)
- (13) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyousei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)
- (14) 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年10月25日）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei\\_romaji/pdf/moshiawase.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf)
- (15) 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成30年3月2日）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf)
- (16) 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成28年2月29日）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf)
- (17) 敬語の指針（答申）（平成19年2月2日）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo\\_tosin.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf)
- (18) 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（令和3年5月31日）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_kokt01-000015385\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_kokt01-000015385_2.pdf)

- (19) 文部科学省国際バカロレア教育推進コンソーシアム <https://ibconsortium.mext.go.jp/>
- (20) 子どもの体力向上（子供の運動遊び応援サイト等） [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm)
- (21) 体力・運動能力調査（結果報告書等） [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm)
- (22) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～ [https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt\\_kyoiku02\\_000016594\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf)
- (23) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント [https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt\\_kyoiku02\\_000016594\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf)
- (24) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm)
- (25) 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00001.html)
- (26) 「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00004.html)
- (27) 大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度について [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm)
- (28) 人権教育・啓発に関する基本計画 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.htm>  
1
- (29) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf)
- (30) オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告 [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/004\\_index/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf)
- (31) 文化芸術推進基本計画 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/)
- (32) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/mext\\_01751.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html)

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

## 79. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

---

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1394142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm))に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・STEAM 教育等の教科等横断的な学習
- ・心のバリアフリーに関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税・財政に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・水循環に関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・学校における動物飼育について
- ・エネルギーに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

**総合教育政策局教育人材政策課**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: [kyo-men@mext.go.jp](mailto:kyo-men@mext.go.jp)